

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 22 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- （2）住 所 茨城県つくば市東 1-1-1 中央事業所 7 群

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区 域 防予諸島周辺海域（別添付図のとおり）
- （2）期 間 令和 6 年 11 月 2 日～12 月 31 日

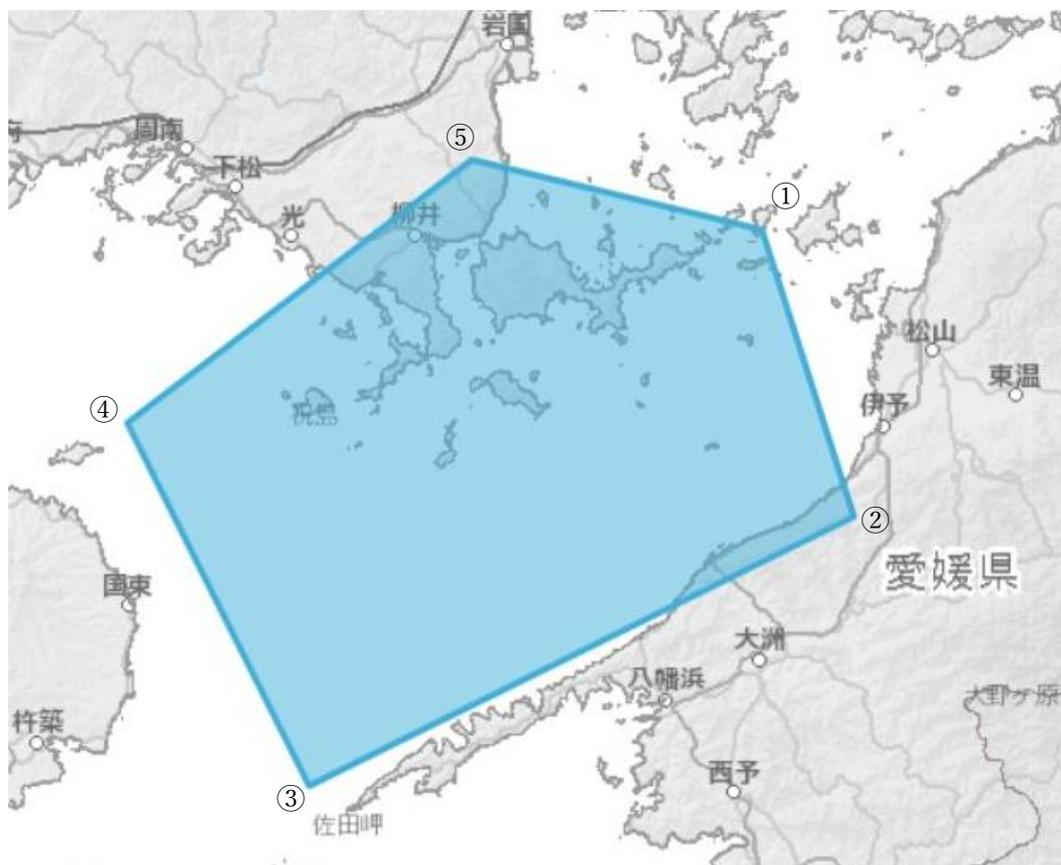
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、シングルビーム音響測深機による測深、スパーカー・GIガンによる音波探査

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚
- （2）第六管区水路通報

付図



※陸域は除く

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan

No	緯度	経度
1	33 ° 58 ' 00 "	132 ° 33 ' 00 "
2	33 ° 39 ' 30 "	132 ° 40 ' 00 "
3	33 ° 22 ' 00 "	131 ° 58 ' 00 "
4	33 ° 45 ' 30 "	131 ° 43 ' 60 "
5	34 ° 02 ' 30 "	132 ° 10 ' 30 "